

(参 考)

子ども医療費助成事業市町村別実施状況

H29.7.1現在

資格証区分	《未就学児》(乳)							《小中学生》(学)						
対象者	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの							満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						
	公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成	
		入院		通院					入院		通院			
		あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし	あり	なし
県の基本制度	-	○		○			○	-	○		助成対象外			○
大分市	83.44.901.7		○		○		○	83.44.101.4	○		助成対象外			○
別府市	83.44.902.5		○		○		○	83.44.802.7		○	助成対象外			○
中津市	83.44.903.3		○		○		○	83.44.803.5		○	助成対象外			○
日田市	83.44.904.1		○		○		○	83.44.804.3		○		○※		○
佐伯市	83.44.905.8		○		○		○	83.44.805.0		○		○		○
臼杵市	83.44.906.6		○		○		○	83.44.806.8		○	○			○
津久見市	83.44.907.4		○		○	○		83.44.807.6		○		○	○	
竹田市	83.44.908.2		○		○	○		83.44.808.4		○	請求対象外(償還払)		○	
豊後高田市	83.44.909.0		○		○		○	83.44.809.2		○	助成対象外			○
杵築市	83.44.910.8		○		○		○	83.44.810.0		○	助成対象外			○
宇佐市	83.44.911.6		○		○		○	83.44.811.8		○	助成対象外			○
豊後大野市	83.44.936.3		○		○	○		83.44.836.5		○	請求対象外(償還払)		○	
由布市	83.44.925.6		○		○		○	83.44.825.8		○		○		○
国東市	83.44.917.3		○		○		○	83.44.817.5		○	助成対象外			○
姫島村	83.44.916.5		○		○		○	83.44.816.7		○		○		○
日出町	83.44.920.7		○		○		○	83.44.820.9		○	○			○
九重町	83.44.946.2		○		○		○	83.44.846.4		○	請求対象外(償還払)			○
玖珠町	83.44.947.0		○		○		○	83.44.847.2		○		○		○

入院：医療機関毎に1日500円、月7,000円限度（大分市の小中学生。）

通院：（小学生以上）医療機関毎に1日500円、月2,000円限度

（臼杵市、日出町の小中学生。ただし調剤薬局分は一部自己負担なし。）

※：市外については償還払

<注> 助成内容の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。